

金利還元 2024 スーパー定期貯金

期間 2024年 10/21月 ▶ 12/30月

※取扱期間中であっても募集額10億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。



JA東京みどり キャラクター
みーどりん



店頭表示
金利

10%

十年

スーパー定期貯金〈単利型〉 預入期間3か月

ご利用
いただける方

個人(組合員限定)
※組合員の方または組合員加入いただける方

期 間

定型方式3か月(自動継続扱い)

預入方法

一括預入・証書式または通帳式

特別配当金

対象になりません。

預入金額

50万円以上500万円まで
(期間内、お一人様上限額まで)

※新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ。詳しくは当JA窓口まで、お問合せください。

金利還元スーパー定期貯金 商品概要

商品名	スーパー定期貯金(単利型)(金利上乘せ定期貯金) 令和6年度 金利還元スーパー定期貯金	
取扱期間	令和6年10月21日(月)~令和6年12月30日(月) 取扱期間中であっても募集額10億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。	
ご利用いただける方	個人(組合員限定) ※組合員の方または組合員加入いただける方	
期間	定型方式 3か月(自動継続扱い)	
預入方法	一括預入・証書式または通帳式	
預入金額	50万円以上500万円まで(期間内、お一人様上限額まで) 新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。 現金(小切手)・お振込みにより令和6年10月1日(火)以降新たに当JAにご入金された資金を対象とします。当JAとすでにお取引いただいているご資金(定期貯金・定期積金の満期または中途解約資金や普通貯金等)による本定期貯金へのお振替はできません。(一旦、当JAから出金された資金、東京みどり支店間で移動された資金もお取扱いできません)	
預入単位	1円単位	
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	(1) 適用金利	スーパー定期貯金(単利型)の店頭表示金利+1.0% 預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。
	(2) 利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	(3) 計算方法	付利単位を1円として1年を365日とする日割計算
	(4) 税金	個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)*の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
	(5) 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
付加できる特約事項	マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。	
貯金保険制度(公的)	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別配当金の対象外になります。 ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打ち切り、金利の見直しを行う場合もございます。 ・総合口座で預入れをする場合、利率が上乘せされた定期貯金が総合口座の担保に組入れられる為、貸越の利率も連動して上乘せされますので、予めご了承ください。 	

あなたもJAの組合員になりませんか!

JA東京みどりの組合員にご加入していただきますと
いろいろな特典があり、
お得ですよ!

JAはどなた様にもご利用いただくことができます。現在多くの方が「組合員」として、JAの各事業をご利用いただいております。
ぜひこの機会にご加入いただきますよう、ご案内申し上げます。



特典
1

事業実績により、出資金に対しての配当金が受け取れます。



特典
2

事業実績により、定期貯金(一部商品除く)のお預入金額に対し、特別配当金が受け取れます。



特典
3

JA東京健康管理センターの日帰りドッグが、組合員料金でご利用いただけます。(JA東京みどり指導課にてお申込みできます)



※配当金は法令等に基づき業績等を考慮し、年度ごとに配当の有無・配当率が総代会で決定されます。



※詳しくは、下記支店窓口までお気軽にお問い合わせください。

- | | | |
|-------------------------|-----------------------|------------------------|
| 国立支店 TEL.042-572-2101 | 幸町支店 TEL.042-535-2211 | 東大和支店 TEL.042-561-4321 |
| 富士見台支店 TEL.042-572-8151 | 西砂支店 TEL.042-531-0014 | 仲原支店 TEL.042-562-2311 |
| 昭島支店 TEL.042-541-0021 | 村山支店 TEL.042-561-1611 | |

商品概要説明書

令和6年度 金利還元スーパー定期貯金

(令和6年10月21日現在)

商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> (金利上乘せ定期貯金) 令和6年度 金利還元スーパー定期貯金
取扱期間	・令和6年10月21日(月)～令和6年12月30日(月) 取扱期間中であっても募集額10億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
ご利用いただける方	・個人(組合員限定) ※組合員の方または組合員加入いただける方
期 間	・定型方式 3か月(自動継続扱い)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式または通帳式 ・50万円以上500万円まで(期間内、お一人様上限額まで) 新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。 現金(小切手)・お振込みにより令和6年10月1日(火)以降新たに当JAにご入金された資金を対象とします。当JAとすでにお取引いただいているご資金(定期貯金・定期積金の満期または中途解約資金や普通貯金等)による本定期貯金へのお振替えはできません。(一旦、当JAから出金された資金、東京みどり支店間で移動された資金もお取扱いできません) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・スーパー定期貯金<単利型>の店頭表示金利+1.0% ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="545 409 1533 674"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。 	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別配当金の対象外になります。 ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打切り、金利の見直しを行う場合もございます。 ・総合口座で預入れをする場合、利率が上乘せされた定期貯金が総合口座の担保に組入れされる為、貸越の利率も連動して上乘せされますので、予めご了承ください。 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 東京みどり